（認定創業支援事業計画の変更の指示）

第四十四条　主務大臣は、法第百十四条第三項の規定により認定創業支援事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十五による書面を当該変更の指示を受ける認定市町村に交付するものとする。

（認定創業支援事業計画の認定の取消し）

第四十五条　主務大臣は、法第百十四条第二項又は第三項の規定により認定創業支援事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十六による書面を当該認定が取り消される認定市町村に交付するものとする。

第二節　中小企業承継事業再生計画

（中小企業承継事業再生計画の認定の申請）

第四十六条　法第百二十一条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする特定中小企業者及び承継事業者（承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。次項及び次条第一項において「申請者」という。）は、共同で（特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で）、様式第四十七による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第六号ロに掲げる要件を満たしていることを証する書類を添付する場合には、第十号から第十二号までに掲げる書類を添付することを要しない。

一　申請者の定款の写し、直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿、申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書並びに承継事業者を設立しようとする場合には、設立しようとする承継事業者に係る定款の写し、発起人、社員又は設立者の名簿並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

二　申請者の事業の継続及び再建を内容とする計画並びに当該計画に係る専門家（当該計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

三　申請者のうち特定中小企業者の財務の状況が悪化していることを示す書類

四　当該中小企業承継事業再生計画を実施することにより承継事業者の事業が相当程度強化されることを示す書類

五　当該中小企業承継事業再生計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

六　次に掲げる要件のいずれかを満たしていることを証する書類

イ　当該中小企業承継事業再生計画が、認定支援機関の指導若しくは助言又は特定認証紛争解決手続に基づき作成されていること。

ロ　当該中小企業承継事業再生計画が、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画（同法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定が確定したものに限る。）又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画（同法第百九十九条第一項の規定による更生計画の認可の決定があるものに限る。）に基づき作成されていること。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、当該中小企業承継事業再生計画が、一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき作成されていること。

七　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　当該中小企業承継事業再生計画に特定許認可等に基づく地位を記載する場合　特定中小企業者が当該地位を有することを証する書類

ロ　当該中小企業承継事業再生計画に特定許認可等に基づく地位を記載しない場合であって、承継事業者が、承継する事業に係る許認可等に基づく地位を有する場合　承継事業者が当該地位を有することを証する書類

八　当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものではないことを証する書類

九　当該中小企業承継事業再生計画が従業員の地位を不当に害するものでないことを証する書類

十　当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するものでないことを証する書類

十一　当該中小企業承継事業再生計画の実施によりその債権の全部又は一部が消滅する債権者の氏名又は名称及び当該債権者の有する債権の額を示す書類

十二　当該中小企業承継事業再生計画の実施によりその債権の全部又は一部が消滅する債権者から当該計画の同意を得ていることを証する書類

3　第一項の認定の申請に係る中小企業承継事業再生計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとする。

（中小企業承継事業再生計画の認定）

第四十七条　主務大臣は、法第百二十一条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該中小企業承継事業再生計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第121条第１項の規定に基づき同法第２条第29項に規定する中小企業承継事業再生を行う者として認定する。」

2　前項の期間には、法第百二十一条第五項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るために要した期間を含まないものとする。

3　主務大臣は、第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十八による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定中小企業承継事業再生計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四十八条　法第百二十二条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の変更の認定を受けようとする認定中小企業承継事業再生事業者は、様式第四十九による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、認定中小企業承継事業再生計画の写しを添付して行わなければならない。

3　第一項の変更の認定の申請に係る中小企業承継事業再生計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定中小企業承継事業再生計画に従って中小企業承継事業再生を実施した期間を含め、原則として五年を超えないものとする。

4　主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る中小企業承継事業再生計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百二十一条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該中小企業承継事業再生計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定中小企業承継事業再生事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第122条第１項の規定に基づき認定する。」

5　前項の期間には、法第百二十二条第四項の規定により、行政庁に協議し、その同意を得るために要した期間を含まないものとする。

6　主務大臣は、第四項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第五十による通知書を当該認定中小企業承継事業再生事業者に交付するものとする。